

お間違えなく!!

「課4けたの数字」とある場合は、まず伊奈町役場の代表番号(☎721-2111)におかけのうえ、内線番号をお伝えください。

お知らせ

子ども医療費受給者証を発送します



平成23年4月診療分から利用できる「子ども医療費受給者証」を3月下旬に発送します。

・現在、乳幼児医療費の助成を受けている方
 ・平成23年4月時点で小学2年生から中学3年生までのお子さんがいるご家庭で受給資格登録申請書を提出している方

「子ども医療費受給者証」を提示することで町内の医療機関では、窓口での現金の支払いがなくなります。(町外の医療機関は償還払いとなります。)

子ども医療費の支給対象は健康保険の医療費給付対象となるものだけです。自費分として請求されたものは支給対象にならず、窓口での支払い

が発生しますのでご注意ください。

子ども医療費の助成を受けるには資格の登録が必要です。(現在、乳幼児医療費の助成を受けている方を除く)

また、申請書を提出していない方は、早急に福祉課まで提出してください。提出が遅れると、受給者証の発送時期が遅れることや、医療費の助成を受けられない期間が発生することがありますのでご注意ください。

☎ 福祉課医療係 ㊨2128

奨学資金の貸付

高校や大学に入学を希望する方の保護者等で、入学資金の調達が困難な方に対して奨学資金の貸付を行います。
 平成23年4月入学決定者に限る。

区分	高等学校		貸付限度額
	国立・公立	私立	
大学	国立・公立	私立	10万円
	国立・公立	私立	20万円
	私立		40万円

申請期限 平成23年3月末日まで

返済期間 貸付金20万円以下は30か月、20万円を超え40万

上尾警察署管内(平成23年1月)振り込め詐欺 発生状況



1件
約100万円

上尾警察署調べ
被害件数・金額は暫定数

振り込め詐欺が増加しています。まず、警察に相談をしてください!

振り込め詐欺の撲滅をめざして!

あなたをだます振り込め詐欺の3大キーワード

- 携帯の番号が変わったよ
- 風邪をひいて声が変わったよ
- また後で連絡するから。携帯番号は...

会話の中でこの言葉が出たら要注意!
 「おかしい?」と思ったら
 「9110」(けいさつ総合相談センター)に相談しましょう。

上尾警察署・上尾地方防犯協会

広告

NPO 法人全国葬送支援協議会認定

(株)あおいセレモニー

☎048-720-2911

フリーダイヤル 0120-39-9402

伊奈町で安い家族葬を施行中

総額費用平均 **575,377円**

全国フランチャイズチェーン 関東運輸局長指定民間車検工場

ホリデー車検伊奈

車検のお問い合わせ、ご予約は…受付時間:AM9:00~PM7:00 定休日:火曜日・祝日

フリーダイヤル **0120-172-840**

※ご予約は車検証をご覧のうえお申し込みください。

株式会社田口自動車

〒362-0803 埼玉県北足立郡伊奈町大針761-1
 TEL 048-721-5055 FAX 048-721-5056

掲載希望の方は、掲載希望月の前月5日までに、持参または郵送で企画課秘書広報係まで。ただし月により締切日が変わることもありますのでお問い合わせください。

年金受給者（加入者）が亡くなったときには手続きが必要で

年金を受ける権利は死亡によりなくなりますが、遺族の方には、死亡に伴う年金の手続きが必要になります。

また、年金は死亡した月まで受けられます。受けられる年金が残っているときは、死亡当時受給者と生計を同じくしていた遺族の方に支払われますので、年金の給付請求をしてください。手続きが遅れますと年金が過払いになり、遺族の方に返納していただくこととなりますのでご注意ください。

また、年金加入中や年金を受けないまま死亡された場合でも、一定以上の保険料を納付しているなど諸条件を満たしていれば遺族の方に年金が支払われる場合があります。なお、請求には、戸籍謄本や住民票・その他の書類が必要となります。

☎ 詳しくは左記へ

・ねんきんダイヤル ☎057

005 1165

・大宮年金事務所 ☎652

3399

・役場住民課国民年金係 ☎7

21 21111 ☎2117

不動産鑑定士による不動産の価格等無料相談会

日時 4月2日(土)10時～16時

場所 (さいたま浦和会場) さいたま市浦和コミュニティセンター第6集会室、(川越会場) 丸広百貨店川越店8階

パンケッツルーム

☎ (社)埼玉県不動産鑑定士協会 ☎838 0483

固定資産評価額のお知らせ

土地 町内全域において地価が下落していることから、平成23年度の宅地等については、固定資産評価額を引き下げます。

ただし、固定資産評価額が引き下げられた土地でも、税額の算定基礎となる課税標準額の調整措置により、税額が上昇することがあります。

評価額については、固定資産課税台帳を閲覧することにより確認することができます。(下表参照)

家屋 家屋に係る平成23年度の固定資産評価額については、据え置きとなります。

ただし、新築軽減等の適用を受けていた家屋で軽減の期間が満了となったものについては、税額が上昇します。

場所：役場税務課窓口
時間：8時30分～17時15分

☎ 税務課固定資産税係 ☎2153・2154

土地・家屋縦覧帳簿の縦覧

期 間	4月1日(金)～5月31日(火) 土・日曜日、祝日は除く
縦覧できる範囲	伊奈町に土地または家屋を所有する納税者および同一世帯の親族、または委任状を持参した方が、納税義務を負っている資産(土地である場合は土地、家屋である場合は家屋)に係る縦覧帳簿のみご覧いただけます。
必要な物	印鑑および本人の確認ができる書類(免許証、健康保険証等)
費用	無 料

固定資産課税台帳の閲覧

期 間	4月1日(金)～ 土・日曜日、祝日は除く
閲覧できる範囲	伊奈町に資産を有する納税義務者および同一世帯の親族、または委任状を持参した方は、その納税義務に係る固定資産。伊奈町内の土地を借り受けている方は該当する土地について、家屋を借り受けている方は該当する土地および家屋についてご覧いただけます。
必要な物	印鑑および本人の確認ができる書類(免許証、健康保険証等) 借地、借家人の方は、賃貸借契約書や賃借料の領収書等事実を確認できるものの提示をお願いします。
費用	縦覧期間(4月1日～5月31日)に限り納税義務者は無料。それ以外の期間および借地、借家人の方は1件150円の手数料がかかります。

広 告



身内の方々の希望をしっかりと聞き、予算に合った内容の葬儀を提供いたします。

身内のめくもい **商工葬祭**

☎ 0120-455-175
☎ 048-720-1971

伊奈町小室5215-1